

七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

民生部福祉課

1 改正理由

七飯町独自の制度である介護保険料率の特例について、適用人数等の実績を勘案し令和3年度に引き続き、令和4年度も適用する必要があることから、七飯町介護保険料率の特例に関する条例（平成14年条例第7号）の一部を改正するものである。

2 改正内容

第3条に規定する特例介護保険料率の適用年度を令和3年度から令和4年度に改める。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

七飯町介護保険料率の特例に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条(略) (特例介護保険料率) 第3条(略) (1) 前条第1号に該当する者 令和3年度 8,925円 (2) 前条第2号に該当する者 令和3年度 17,850円 第4条・第5条(略) 附 則 1・2(略)	第1条・第2条(略) (特例介護保険料率) 第3条(略) (1) 前条第1号に該当する者 令和4年度 8,925円 (2) 前条第2号に該当する者 令和4年度 17,850円 第4条・第5条(略) 附 則 1・2(略)